

議案第 8 号

俱知安町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の全部改正について

俱知安町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の全部を次のように改正する。

令和8年6月8日提出

俱知安町長 文字一志

俱知安町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

俱知安町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年俱知安町条例第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。以下同じ。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格（以下「申請資格」という。）
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の方法及び基準
- (5) 管理の基準
- (6) 管理の業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) その他町長等が定める事項

（指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の財務の状況を示す書類
- (5) その他町長等が定める書類

（選定）

第4条 町長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- (2) 前条第2号の事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 前条第2号の事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前条第3号の収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長等が別に定める基準に適合するものであること。
(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 町長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 公募に対し申請する団体がないとき。
- (3) 申請した団体の中に、指定管理者として適当な団体がないと認めるとき。
- (4) 指定管理者の候補者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定管理者の指定を受けた団体が、第11条に規定する協定を締結しないとき。

2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、町長等に第3条に規定する申請書（添付書類を含む。）を提出しなければならない。

3 町長等は、前2項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選定基準によるものとする。

（指定管理者選定委員会）

第6条 町長等の諮問に応じ、第4条に規定する指定管理者となるべき団体の選定について審議を行い、答申するため、一又は複数の施設ごとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他町長等が適当と認める者のうちから、町長等が委嘱し、又は任命する。

4 委員は、施設に係る指定管理者との協定が締結されたときは、解職されるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、それぞれの選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長等が定める。

（指定管理者の候補者の募集及び選定手続の特例）

第7条 町長等は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の定めるところにより、又はこれに準じて選定した団体によりその全部又は一部の整備を行う施設については、第2条から前条までの規定にかかわらず、第4条に規定する選定基準を考慮し、当該団体（複数の団体により構成されてい

る場合にあつては、構成している団体のうち指定管理者の指定を受けようとする団体)を指定管理者の候補者として選定することができる。

(選定結果の通知)

第8条 町長等は、第4条、第5条又は前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第9条 町長等は、第4条、第5条又は第7条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があつたときは、当該団体を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、前項の規定による指定を行ったときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第10条 前条第1項の規定により指定された指定管理者は、町長等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長等が定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) その他町長等が定める事項

(業務報告の聴取等)

第12条 町長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、

又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。

3 第9条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理に係る業務の停止について準用する。

(原状回復義務等)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、町長等の指示するところにより原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者の役員若しくは当該指定管理者に係る公の施設の管理業務に従事している者又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(適用除外)

第17条 この条例の規定は、後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例（平成18年倶知安町条例第34号）の規定に基づく施設の指定管理者の指定手続等に関する事項については、適用しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けている法人その他の団体については、当該指定を受けている期間に限り、なお従前の例による。

説 明

指定管理者の公募手続きや協定締結の根拠を明確化し、制度の透明性を高めるとともに、事業者に対する町の統制力（ガバナンス）の強化を図ることで、公の施設の適正かつ効率的な運営を推進するため改正するものである。

概要 | 倶知安町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(全部改正)

1. 改正の目的

指定管理者の公募手続きや協定締結の根拠を明確化し、制度の透明性を高めるとともに、事業者に対する町の統制力（ガバナンス）の強化を図ることで、公の施設の適正かつ効率的な運営を推進するため。

2. 現行規定と改正案の対比・改正の効果

項目	現行条例	全部改正案	追加・改正による効果
公募の原則と条件の明示	規定なし	第2条に新設	指定期間や業務範囲等の公募条件をあらかじめ明示することで、手続の透明性が図られる。
非公募の要件（特例）	規定なし	第5条に新設	施設の性格などから公募が適さないケースを明確にすることで、随意的な指定が排除される。
選定委員会の設置	規定なし	第6条に新設	合議制による庁内横断的・外部有識者等を交えた審査を経ることで、選定プロセスの公平性・客観性を高める。
PFI事業等との連動（特例）	規定なし	第7条に新設	PFI等の導入時に、施設の整備から管理運営までを一体的に運用することを可能とする。
協定締結の義務化	規定なし	第10条に新設	リスク分担等を定める協定の根拠を定めることで、事業者に対する町のガバナンス（統制力）を担保する。
指定期間の柔軟化	第4条で内容を固定化	第2条 第10条	施設規模や事業者の投資回収サイクルに応じて期間を個別に設定できることで、より良い提案や自主事業を引き出すことにつながる。
秘密保持義務の強化	第10条	第16条に独立して新設	退職後の漏洩や不当な目的外利用の禁止を明確化する。
事務の迅速化	別記様式を条例中に規定	規則に委任	条例改正を経ずとも、実情に合わせた軽微な様式変更が可能となる。

3. 指定管理者制度で運営する公の施設（現在）

施設の名称	指定期間
八幡地域センター、瑞穂克雪管理センター、北地域会館、南地域会館、高砂地域センター、東地域会館、東部地域会館、旭寿の家、樺山寿の家	自 令和6年4月1日 至 令和16年3月31日
倶知安町中小企業センター	
後志労働福祉センター	
倶知安町老人デイサービスセンター	

※土壌改良資材製造施設は、専用の設置管理条例に基づき手続きが行われるため、本条例の適用対象外。

4. 条文構成の比較

現行条例	改正後	備考
第1条 趣旨	第1条 趣旨	
	第2条 公募	新設
第2条 指定の申請	第3条 指定の申請	
	第4条 選定	新設
	第5条 公募によらない選定	新設
	第6条 選定委員会	新設
	第7条 PFI 事業等の特例	新設
	第8条 選定結果の通知	新設
第3条 指定管理者の指定等	第9条 指定管理者の指定	
	第10条 協定の締結	新設
第4条 指定期間		公募段階で示す
第5条 事業報告書の作成及び提出	第11条 事業報告書の作成及び提出	
第6条 業務報告の聴取等	第12条 業務報告の聴取等	
第7条 指定の取消し等	第13条 指定の取消し等	
第8条 原状回復義務	第14条① 原状回復義務等	
第9条 損害賠償義務	第14条②	
第10条 個人情報管理・秘密保持	第16条 秘密保持義務	
第11条 適用除外	第17条 適用除外	
別記様式		規則へ委任